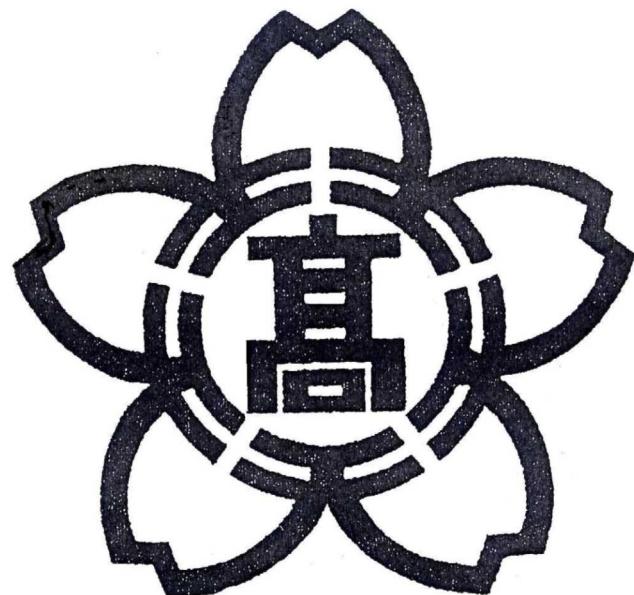


# 学校いじめ防止基本方針



熊本県立天草高等学校  
全 日 制  
令和 3 年 3 月 (改訂)

# 目 次

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方	3
2 いじめの定義	4
3 学校におけるいじめ防止等の指導体制・組織的対応等	5
(1) 組織図	6
(2) 役割	6
ア いじめ防止対策委員会	7
イ いじめ防止対策委員会（拡大委員会）	7
ウ いじめ問題対策部会	7
4 年間計画	8
(1) いじめの未然防止の取組の概要	8
(2) いじめの早期発見の取組の概要	9
5 いじめに対する措置（いじめ問題対策マニュアル）	10
(1) 発見されたいじめ事案への対応	10
(2) いじめ問題対策マニュアルの概要	10
ア いじめが疑われる場合	10
イ 事実確認	10
ウ 現状と認識の共有化	10
6 基本方針の見直しの検討	11
(1) 基本方針の決定	11
(2) 基本方針策定状況の確認と公表	11
別紙1 年間計画：取組・検証・評価・会議・研修等	
別紙2 熊本県立天草高等学校におけるいじめ問題への対応マニュアルフロー	
別紙3 熊本県立天草高等学校における重大事態に関する対応フロー	
付録 熊本県高等学校「いじめを許さない」宣言文	

# 熊本県立天草高等学校いじめ防止基本方針

令和3年3月1日

## 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの防止

本校は、三綱領（正大・剛健・寛厚）及び教育スローガン「求学志成」のもと、個性豊かな人材の育成と規律ある活気溢れる学校づくりを目指している。

いじめは、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくりあげていくかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である、という認識のもと、いじめから子どもを救うためには、「いじめは絶対に許されない」との意識を、生徒、教職員、保護者等学校全体を含めた社会全体で高めていくことが必要である。

すべての生徒が安心して学校生活を送り、日々のさまざまな活動に一意に取組むことができるよう、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するために「天草高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

### (2) いじめの未然防止のために重視する観点

ア 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

イ 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決する等生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

ウ ストレスに適切に対処できる力を育むことで、すべての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。

エ 地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を行う。

### (3) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知するように努める。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

また、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守るように努める。

### (4) いじめへの対処

人命尊重を第一義とし、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要なことを認識し、家庭、地域その他の関係者と連携して、いじめの問題を克服する。

### (5) いじめ解消の要件

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ア いじめに係る行為が止んでいること

・その期間は、少なくとも3か月を目安。

・いじめ被害の重大性からさらに長期間の注視期間を設定。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

・心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認。

### (6) 地域や家庭との連携

社会全体で生徒を見守り、生徒たちの健やかな成長を促すため、学校評議員会等でいじめの問題について協議するなど、地域、家庭と連携した対策を推進する。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようになるため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## 2 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」平成25年法律第71号）

### 具体的ないじめの態様

ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

イ 仲間はずれ、集団による無視をされる

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

オ 金品をたかられる

カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめは、社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば発生する。こうしたいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、深刻なものが含まれる。これらの「いじめ」については、教育的な配慮や被害者の意向を配慮のうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### 3 学校におけるいじめ防止等の指導体制・組織的対応等

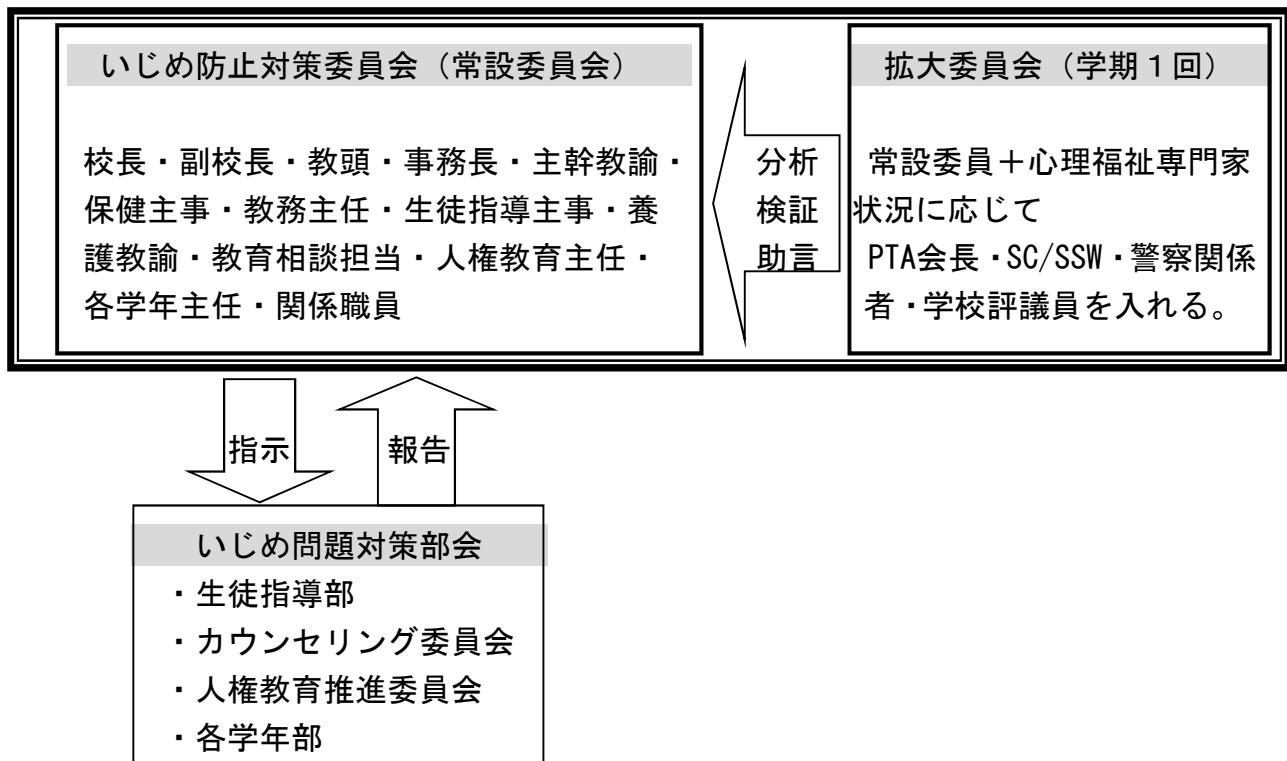
いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される組織「いじめ防止対策委員会」及び「いじめ防止対策拡大委員会」（以下「拡大委員会」とする。）を校内に置く。「いじめ防止対策委員会」には、下部組織として「いじめ問題対策部会」を置く。

「いじめ防止対策委員会」は校内職員で構成し、常設の委員会とする。

「拡大委員会」は校外から委嘱した委員を含んで構成される組織で、学期1回の開催を原則とする。校長は、必要がある場合は臨時に招集することができる。

（次ページ「組織図」参照）

## (1) 組織図



## (2) 役割

### ア いじめ防止対策委員会

#### (ア) いじめ未然防止活動

- ① いじめの未然防止活動（年間基本計画）の立案・検証
- ② 各部署における取組の進捗状況の確認（定期的分析・検証）
- ③ 各部署における取組後の検証（課題と成果の分析・検証・計画の修正）
- ④ いじめ未然防止に関する生徒、保護者及び地域への情報発信

#### (イ) いじめ早期発見活動

- ① いじめの早期発見活動（年間基本計画）の立案・検証
- ② 各部署における取組の進捗状況の確認（定期的分析・検証）
- ③ 各部署における取組後の検証（課題と成果の分析・検証・計画の修正）
- ④ いじめの早期発見に関する生徒、保護者及び地域への情報発信

#### (ウ) いじめに対する措置・対応

- ① いじめ事例に関する情報（いじめ問題対策部会からの報告）等について、内容の分析・調査・記録
- ② いじめ事例に関する情報等について対応レベルの判断（いじめ重大事態の判断）
- ③ いじめ事例に対する指導対応策の検討・対応指示
- ④ 保護者・関係機関等との連携対応策の検討・対応指示

## イ いじめ防止対策委員会（拡大委員会）

### （ア）いじめ未然防止活動

- ① いじめの未然防止活動（年間基本計画）の検証
- ② いじめの未然防止活動（年間基本計画）の進捗状況確認・助言（年3回の検証）
- ③ 取組後の年間検証（課題と成果の検証・計画の修正）
- ④ いじめ防止に関する教職員の意識啓発と情報発信の検証

### （イ）いじめ早期発見活動

- ① いじめの早期発見活動（年間基本計画）の検証
- ② いじめの早期発見活動（年間基本計画）の進捗状況確認・助言（年3回の検証）
- ③ 取組後の年間検証（課題と成果の検証・計画の修正）
- ④ いじめの早期発見に関する教職員の意識啓発と情報発信の検証

### （ウ）いじめに対する措置・対応

- ① いじめ事例に関する内容分析・助言
- ② いじめ事例に関する情報等についての対応レベルの判断及び対応の検証
- ③ いじめ事例分析に基づくいじめの未然防止策の提言
- ④ いじめ事例の内容に応じた対応策の助言
- ⑤ 保護者・関係機関等との連携対応策の分析・検証・助言

## ウ いじめ問題対策部会

### （ア）いじめ未然防止活動

- ① いじめに関する生徒の意識調査（チェックリスト）の作成・実施・分析・検討
- ② いじめの未然防止に関する教職員の意識啓発推進
- ③ 保護者及び警察・医療機関等関係専門機関との連携
- ④ いじめに負けない集団づくり（いじめ心やいじめへの不安感の克服）

### （イ）いじめの早期発見

- ① いじめの相談窓口の設置・対応
  - ・受付時間 8時20分～16時50分まで（平日）
  - ・電話番号 0969-23-5533（担当：生徒指導主事）
- ② いじめ（疑い）の事例に関する各部署からの情報等の収集・記録
- ③ いじめ（疑い）に関する情報等について、内部調査・記録
- ④ いじめ（疑い）の事例に対する指導対応策の検討・対応
  - （場合によっては、「いじめ問題対策委員会」に緊急報告・相談）
- ⑤ 保護者・関係機関等との連携対応策の企画・検討・対応

## 4 年間計画

別紙1に定める。

本校では、生徒一人一人の個性の伸長を図りながら、知・徳・体のバランスのとれた人間育成を目指し、各教育活動を行う。職員一人一人が「学校教育は授業が命である」という意識を持ち、人権教育を基盤に据えた授業に真剣に取り組むことにより、生徒との信頼関係を構築して「人間教育」を目指す。また、挨拶・掃除・礼節を職員自らが範を示し、生徒の生活基盤を確立させる。職員は、時機を逃さず、生徒一人一人に「その時、その場での声かけ」を実践し、生徒の魂を揺さぶる指導を全職員で日々実践することで、心豊かな生徒を育成する学校を目指す。

### (1) いじめの未然防止の取組の概要

#### ア 規律正しい生活態度の育成

- (ア) 登下校指導
- (イ) 整容指導
- (ウ) 清掃活動

#### イ 主体性を重視した授業づくり・集団づくりの推進

- (ア) 分かる魅力ある授業づくり
- (イ) ワークショップ、アクティブラーニング等能動的な参加型学習づくり
- (ウ) 公開授業・研究授業
- (エ) 授業評価による授業改善
- (オ) ソーシャルスキルトレーニング (SST) の導入についての研究

#### ウ 人権教育の取組の推進

- (ア) 生徒理解研修
- (イ) 人権教育研修（「心のきずなを深めるシンポ」等への参加）
- (ウ) 情報モラル教育（生徒・保護者・学校による三者間ルール作り）

#### エ 道徳教育の推進

- (ア) 命を大切にする心を育てる視点での全教科全領域教育
- (イ) 郷土や伝統文化を大切にする心づくり
- (ウ) 心のきずなを深める月間活動

#### オ 生徒のコミュニケーション能力の育成

- (ア) 二者面談の推進（すき間時間活用の面談推進）
- (イ) 生徒のストレッサー調査（心理検査）の導入についての研究
- (ウ) 児童生徒に言葉の大切さを気付かせる指導の充実

#### カ 体験活動の推進

- (ア) 学校間ボランティア活動の推進
- (イ) 対人スキルアップのための地域ボランティア活動の推進

#### キ 自己肯定感（他者から認められる経験）蓄積プログラムの研究・推進

- (ア) 毎週開催する学年会での生徒情報交換

(イ) 「自分を語る授業」の導入についての研究

**(2) いじめの早期発見の取組の概要**

**ア 教職員の「いじめ」に対する観察眼向上**

- (ア) ささいな兆候も見逃さない観察眼を身につけるための教職員研修の計画・実施
- (イ) 気になることをすぐに伝えあえる職員間の関係づくり（チームづくり）
- (ウ) 教職員一人一人の言動が、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努める。
- (エ) 授業中の生徒の発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等について見逃さないという指導観の育成

**イ アンケート調査による早期発見**

- (ア) 定期的な「生活アンケート（心のアンケート）」実施
- (イ) アンケート結果の分析・比較・検討

**ウ 教育相談活動の充実**

- (ア) 教育相談活動の推進
- (イ) スクールカウンセラー（S C）制度の活用・充実
- (ウ) スクールソーシャルワーカー（S S W）制度の活用・充実
- (エ) P T Aによる教育相談窓口設置の研究

**エ 校内研修の充実**

- (ア) いじめの未然防止・早期発見のための年間取組の研修
- (イ) 生徒理解研修
- (ウ) 人権教育研修
- (エ) 生活アンケート分析
- (オ) 情報モラル研修
- (カ) 命の大切さを学ぶ研修（健康教育研修・性教育研修・人権教育講演会）

**オ いじめ防止等のための取り組み**

管理職のいじめの防止等に必要なスキルや重大事態等の学校危機に対するマネジメントスキルの向上を図るための研修への参加

**カ チェックリストの作成**

- (ア) いじめの早期発見を促すためのチェックリストの研究・活用
- (イ) 生徒のいじめに対する意識を調査するためのチェックリストの研究・活用

## 5 いじめに対する措置

### (1) 発見されたいじめ事案への対応

「いじめ問題対策マニュアル」（別紙2）に従って対応する。

### (2) いじめ問題対策マニュアルの概要

#### ア いじめが疑われる場合

（ア）いじめが疑われる状況があった場合は、直ちに情報を生徒指導主事に集め、情報の窓口を一元化する。

- ① いじめられている本人からの訴え
- ② 他の生徒や保護者からの報告、連絡
- ③ 教師の発見、気づき
- ④ 地域の人からの通報、報告
- ⑤ いじめアンケート（年3回実施）による把握

#### （イ）事実確認

- ① いじめを訴える生徒からの聞き取り
  - ・思いを尊重して最後まで傾聴し、その生徒の立場に立って受容的に聞き取る。
  - ・事実と周辺情報を区別する。
  - ・具体的な事実（誰に、何を、どうされた）や情報（日時・場所・頻度）を収集し、正確に記録・把握する。
- ② いじめをしたとされた生徒、または周辺生徒からの聞き取り
  - ・情報源を明かさない。
  - ・日常的な二者面談の形で、何かトラブルが起きていないかを聞き出す。
  - ・一方的に決めつけた聞き方はせず、生徒の行為を中立の立場で確認する。
  - ・事実と周辺情報を区別する。
  - ・具体的な事実（誰が、誰に、何を、どうした）や情報（日時・場所・頻度）を収集し、正確に記録・把握する。
  - ・感情に走らず冷静に対応し、推測や伝聞で決めつけない。
  - ・いじめをしていると思われる生徒には「困っている人がいるので協力してほしい」というスタンスで対応し、継続した行動観察など十分な配慮を行う。
  - ・いじめをしていると思われる生徒には「いじめをしていないのに叱られた」という不満を残さないように配慮する。

#### （ウ）現状と認識の共有化

- ① 生徒指導主事に集められ、整理できた内容は、直ちに教頭を通じて副校長及び校長に報告する。
- ② 校長は、いじめ防止対策委員会を招集する。
- ③ いじめ防止対策委員会
  - ・生徒指導部をはじめ関係部署（学年部等）に指示し、更に正確な情報の収集

に努めさせる。

- ・収集できた事実関係や情報を整理して対応レベルを確認し、具体的な対応策の検討協議を行う。
- ・対応レベル
  - A 担任、学年、舎監レベル対応（関係修復で対応可能）
  - B 生徒指導部レベル対応（特別指導対応が必要）
  - C 学校レベル対応（重大事態）
- ・プライバシーの保護や人権に配慮し、適切に対応するよう共通理解を図る。

## 6 基本方針の見直しの検討

### （1）基本方針の改定

毎年生徒の実情に応じて「いじめ防止対策委員会」で検討し改定する。

### （2）基本方針策定状況の確認と公表

本基本方針については、ホームページで公表する。

## 別紙1 (年間計画：取組・検証・評価・会議・研修等)

月	職員会議・研修等	未然防止の取組	早期発見の取組
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ対策委員会 ※1 (1学期の計画)</li> <li>○年間指導計画立案 (各部会・教科会・倅監会議)</li> <li>○職員研修 (基本方針) ※2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校長、生徒指導部長講話</li> <li>○新入生研修 (入学後初期指導)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○面談週間</li> <li>○生徒理解研修会 (カウンセリング委員会) ※3</li> <li>○中学校訪問による情報収集</li> <li>○寮生面談</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ対策委員会</li> <li>○育友会総会における保護者向け啓発活動 ※4</li> </ul>	○情報モラル教育 (情報図書部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育相談・個別面接</li> <li>○寮生面談</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ対策委員会</li> <li>○心のきずなを深めるシンポジウム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○心のきずなを深める月間取組</li> <li>○生徒朝礼 (いじめ防止)</li> <li>○人権教育LHR (1・2・3年)</li> <li>○心のきずなを深めるシンポジウム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育相談・個別面接</li> <li>○生活アンケートの実施※5</li> <li>○寮生面談</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ対策拡大委員会 (外部協力者参加・学期末反省・2学期の計画)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権教育LHR (2年)</li> <li>○保護者による登校時のあいさつ運動 (総務部・生徒部)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育相談・個別面接</li> <li>○家庭訪問・三者面談</li> <li>○寮生面談</li> </ul>
8月		○育友会役員と生徒会の懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育相談・個別面接</li> <li>○家庭訪問・三者面談</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ対策委員会</li> <li>○職員研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○性教育講演会 (保健部)</li> <li>○校長、生徒指導部長講話</li> <li>○人権教育LHR (3年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育相談・個別面接</li> <li>○寮生面談</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ対策委員会</li> <li>○熊本県人権子ども集会</li> </ul>	○人権教育LHR (1年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育相談・個別面接</li> <li>○生徒理解研修会 (保健部)</li> <li>○寮生面談</li> </ul>
11月	○いじめ対策委員会	○藝術鑑賞による情操教育活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育相談・個別面接</li> <li>○寮生面談</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ対策拡大委員会 (外部協力者参加・学期末反省・3学期の計画)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権教育LHR (2年)</li> <li>○育友会役員と生徒会の懇談会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育相談・個別面接</li> <li>○熊本県こころのアンケート調査実施・報告</li> <li>○寮生面談</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ対策委員会</li> <li>○職員研修</li> </ul>	○校長、生徒指導部長講話	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育相談・個別面接</li> <li>○寮生面談</li> </ul>
2月	○いじめ対策委員会 (年度末反省)	○生徒朝礼 (携帯モラル)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育相談・個別面接</li> <li>○生活アンケートの実施</li> <li>○寮生面談</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ対策拡大委員会 (外部協力者参加・年度末反省・来年度の計画)</li> </ul>	○校長、生徒指導部長講話	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育相談・個別面接</li> <li>○中学校訪問による情報収集</li> <li>○寮生面談</li> </ul>

※1 緊急対応会議：年間を通して事案発生時には、いじめ対応委員会の緊急対応会議の開催で対応する。  
毎月の「いじめ対策委員会」はカウンセリング委員会と兼ねて行う。

※2 職員研修：学年始めに必ずいじめ基本防止方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全職員で共通理解を図る。

※3 生徒理解研修：支援を必要としている生徒等の共通理解を図る。1学期と2学期に行う。(カウンセリング委と共催)

※4 育友会総会における保護者向け啓発活動：学校の指導方針を説明し、いじめ防止への協力をお願いする。

※5 生活アンケート：いじめの実態を把握するためのもの。2学期は、熊本県こころのアンケート実施に替える。

# いじめ問題への対応マニュアル(R6)

熊本県立天草高等学校

## 1 いじめ問題の発見、連絡、通報等

- ・いじめられている本人からの訴え
- ・他の生徒や保護者からの報告、連絡
- ・教師の発見、気づき
- ・地域の人からの報告、通報
- ・いじめについてのアンケート年3回（6月・11月・2月）実施

・通報窓口  
(生徒指導主事 岩間智徳)  
TEL : 0969-23-5533

## 2 初期対応（発見者・担任・学年主任等）

- ・生徒の主張を第一に尊重し、受け止め、迅速に対応する。・情報源を明かさない。
- ・いじめた側の生徒の考え方、行為を正確に把握する。・具体的な事実、情報を収集し正確に把握する。
- ・事実と周辺情報を区別する。
- ・報告：発見又は連絡を受けた者は、すみやかに管理職に報告する。（教頭→副校長・校長）

## 3 いじめ防止対策委員会

（カウンセリング委員会・人権教育推進委員会より構成）

校長・副校長、教頭、主幹教諭、保健主事、各学年主任、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、人権教育担当、関係職員、※外部関係機関協力者（拡大委員会開催時）

学年会

生徒指導  
委員会

- ・事実、情報の正確な把握と確認に努める。
- ・情報収集を行い現状認識のうえ情報の共有化を図る。
- ・いじめの背景にあるものの本質を理解する。
- ・対応レベルを検討し、具体策を対策部会（各委員会）に指示する。
- ・必要に応じて、拡大委員会（専門機関員・医療機関員）を招集し、助言を得る。

## 校長・副校長・教頭

- ・体制の確立
- ・保護者、地域等への対応

## 4 緊急職員会議（全職員）

- （1）情報交換を行い、対応を報告、協議する。
- （2）指導方針の共通理解と支援体制
- （3）共通理解を図り、全職員統一した指導に努める。

警察関係機関  
早めの相談と連携

## 5 具体的な対応

担任だけで処理せず、学年部、全職員での対応を原則とする（役割分担）

### いじめられている生徒への支援

- ・学級担任
- ・養護教諭
- ・スクールカウンセラー
- ・部活動顧問 など

### いじめている生徒への指導

- ・学級担任
- ・学年主任
- ・生徒指導主事
- ・部活動顧問
- ・旧担任 など

### 観衆・傍聴者等 全校生徒への指導

- ・学級担任
- ・学年主任
- ・生徒指導主事
- ・部活動顧問 など

### 保護者への対応

- ・学級担任
- ・学年主任
- ・生徒指導主事
- ・部活動顧問 など

### 地域への対応

- ・副校長
- ・教頭
- ・主幹教諭
- ・生徒指導主事 など

## 6 報告

- ・報告書を作成し、教育委員会へ報告する。
- ・対応を振り返り、見えてくる問題点や対策の再検討等を行う

## 7 指導の継続

事態が改善されない場合は、再度検討し、改善策を練る。

# いじめ防止推進法に基づく重大事態に関する対応フロー(R6)

熊本県立天草高等学校

## 1 いじめ問題の発見、連絡、通報等

- ・いじめられている本人からの訴え
- ・他の生徒や保護者からの報告、連絡
- ・教師の発見、気づき
- ・地域の人からの報告、通報
- ・いじめについてのアンケート年3回（6月・11月・2月）実施

## 2 初期対応（発見者・担任・学年主任等）

- ・生徒の主張を第一に尊重し、受け止め、迅速に対応する。・情報源を明かさない。
- ・いじめた側の生徒の考え方、行為を正確に把握する。・具体的な事実、情報を収集し正確に把握する。
- ・事実と周辺情報を区別する。
- ・報告：発見又は連絡を受けた者は、すみやかに管理職に報告する。（教頭→副校長・校長）

## 重大事態と判断（校長）

報告 ↓ 派遣要請

教育委員会

↑ 報告相談  
派遣  
指導主事  
専門家

↑ 協議  
↓

教育委員会

↓ 報告

知事部局

学校は、知事に対し、  
教育委員会を通じて、  
重大事態が発生した  
旨の報告を行う。  
(法30条第1項)

## 3 対応組織による調査 (法28条1項)

基本調査

対応組織

学校 拡大いじめ防止対策調査委員会  
外部 教育委員会派遣の専門家  
教委 県教育委員会の指導主事

法22条のいじめ防止対策組織（いじめ問題対策委員会）を母体として、教育委員会から派遣された外部専門家などを加えたメンバーで対応組織を構成し、教育委員会と協力して調査を行う。

## 保護者等

・情報を適切に提供  
・調査結果の報告

調査結果の報告

## 4 付属機関による再調査

県知事は、当該報告に係る重大事態への対処、または重大事態と同種の事故発生防止のため、必要と判断したときは、付属機関（第三者委員会で構成）による再調査を実施する。  
(法30条2項、31条2項)

## 第三者委員会

付属機関を設けて調査を行うなどの方法により、第28条1項の規定による調査結果について調査を行う。

## 詳細調査 学校調査委員会

学校 拡大いじめ防止対策調査委員会  
を母体とした教職員  
外部 弁護士・精神科医・学識経験者  
心理・福祉の専門家  
教委 県教育委員会の指導主事  
※委員の半数以上は外部委員とする。

保護者等

教育委員会

議会

## 5 再調査の結果を踏まえた措置（法30条5項、31条3項）

第30条5項 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査結果を踏まえ自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

# 熊本県高等学校 「いじめを許さない」宣言文

## 前文

今日、“いじめ”というものは、ますます多様化・陰湿化し、本来尊重されるべき個性は軽んじられています。その背景にあるのは、人と人とのつながりの弱さであり、さらには無関心であることです。それが“いじめ”に拍車をかけているのです。

“いじめ”によって苦しんでいる仲間がいます。  
人を傷つける権利は誰にもありません。私たちはもう見逃しません。  
そこで、私たちは“いじめを許さない決意”をここに宣言します。

## 宣言

- 一． 私たちは、互いの個性を尊重し、相手の立場になって物事を考えます。
- 一． 私たちは、思いやりの心を忘れず、仲間の小さな変化に気付きます。
- 一． 私たちは、SNS等に頼らず「自分の声」で直接伝え、正しい判断のもと行動します。
- 一． 私たちは、学校内での理不尽な人間関係を見過ごさず、対等で信頼できる関係を築きます。
- 一． 私たちは、自分から笑顔で挨拶をし、友達の輪を広げます。

平成25年度熊本県「いじめ防止高校生会議」生徒代表